

長野市在宅障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、障害者等の福祉の増進を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第77条の地域生活支援事業として行う在宅の障害者等に対する訪問入浴サービス（移動入浴車を使用して、入浴介助の便宜を供与することをいう。以下同じ。）の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在宅 本市に住所を有する障害者等又は居住地特例適用者（支援法第19条第3項の規定により本市の支給決定を受けている障害者等をいう。）が支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設又は医療機関等に入所又は入院（以下「施設入所等」という。）していない状態をいう。
- (2) 障害者 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）、知的障害者（療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定による療育手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）及び精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は精神障害を支給事由とする年金たる給付若しくは特別障害者給付金を現に受けている者をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 障害児 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（次号の児童を除く。）をいう。
- (4) 難病患者等 支援法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて18歳以上であるもの及び児童福祉法第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。
- (5) 障害者等 障害者、障害児及び難病患者等をいう。
- (6) 保護者 児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。

(対象者)

第3 訪問入浴サービスの対象者は、市内に居住する日常生活において常時介護を必要とし、自力で入浴することが困難な重度の在宅の障害者等とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護被保険者又は居宅要支援被保険者である者を除く。

(事業の実施体制)

第4 訪問入浴サービス事業を行う事業者（以下「サービス提供事業者」という。）は、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定を受けている者とする。

2 サービス提供事業者は、事業を開始する前に長野市在宅障害者等訪問入浴サービス事業所確認申請書を市長に提出するものとする。

3 訪問入浴サービス事業を行う事業所（以下「サービス提供事業所」という。）に置かなければならないサービス提供従業者（訪問入浴サービスの提供に当たる従業者をいう。以下同じ。）の員数は、次の各号に掲げるサービス提供従業者の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 看護師又は准看護師 1人以上

(2) 介護職員 2人以上

4 サービス提供従業者のうち1人以上は常勤でなければならない。

5 サービス提供従業者のうち1人を訪問入浴サービスの提供の責任者とする。

6 サービス提供事業所の管理者は、サービス提供従業者の管理、訪問入浴サービスの利用に関する調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

（事業の内容）

第5 サービス提供事業所が行う事業内容は、次のとおりとする。

(1) 利用申請に基づく帯同調査及び意見の具申

(2) 移動入浴のサービス実施計画の作成及び実施

(3) 移動入浴の実施に必要な消耗品、設備及び備品の購入

(4) 移動入浴の実施に必要な消耗品、設備及び備品の衛生管理

(5) 利用者世帯の状況連絡

(6) 移動入浴車の保証共済への加入

(7) その他必要な事項

2 サービス提供事業者は、訪問入浴サービスの提供に用いられる設備、器具その他の用品の使用又は保管に当たっては、安全及び清潔の保持に留意し、次に掲げる取扱いを行うものとする。

(1) 浴槽など利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、利用者1人ごとに消毒された清潔なものを使用し、使用後に洗浄および消毒を行うこと。

(2) 皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに置き替え、又は個人専用のもを使用する等安全清潔なものを使用すること。

(3) 用品の消毒方法についてマニュアルを作成し、サービス提供従行者に周知すること。

（事業の取扱方針）

第6 サービス提供事業者は、提供する訪問入浴サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 サービス提供事業者は、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、訪問時に全身入浴が困難な場合にあっては、利用者の希望により、清

拭又は部分浴を行う等必要な訪問入浴サービスを適切に提供するものとする。

- 3 サービス提供事業者は、懇切丁寧に訪問入浴サービスを実施するものとし、利用者又はその家族に対し、入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 サービス提供事業者は、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 5 サービス提供事業者は、現に訪問入浴サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(申請)

第7 訪問入浴サービスを受けようとする者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、長野市在宅障害者等訪問入浴サービス利用申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書には、診断書を添付するものとする。

(決定)

第8 市長は、第7の規定による申請書の提出があつたときは、別表第1の訪問入浴サービス選定基準（以下「選定基準」という。）及び必要に応じて行う実地調査により審査の上、訪問入浴サービスの利用の可否及びその内容を決定し、その旨を申請者及び当該申請に係るサービス提供事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、特に必要と認めるときは、選定基準にかかわらず、訪問入浴サービスの利用決定を行うことができる。

(利用決定の変更又は廃止)

第9 訪問入浴サービスの利用決定を受けた障害者等（以下「利用決定障害者等」という。）は、現に受けている訪問入浴サービスの決定事項の変更又は廃止する事由が生じたときは、長野市在宅障害者等訪問入浴サービス利用変更（廃止）申請書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請又は職権により、利用決定障害者等につき、利用内容の変更又は廃止を決定したときは、その旨を当該利用決定障害者等及び当該申請に係るサービス提供事業者に通知するものとする。

(費用負担)

第10 市長は、訪問入浴サービスを利用した者（以下「利用者」という。）又はその保護者に対して、当該サービスに要した費用の一部を支給するものとする。

- 2 前項の規定により支給する額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 別表第2に定める基準により算定した額

(2) 次のア又はイに掲げる利用者の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア イに掲げる者以外の利用者 前号の額の100分の10に相当する額

イ 次のいずれかに該当する利用者 零

(ア) 利用者及び当該利用者の配偶者（障害児である利用者にあつては、当該利

用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者)が訪問入浴サービスの利用のあつた月の属する年度(訪問入浴サービスの利用のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)を課されない利用者(市町村(特別区を含む。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)

(イ)利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が訪問入浴サービスの利用のあつた月において被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。)又は要保護者(同条第2項に規定する要保護者をいう。)である利用者

(訪問入浴サービス費の支払)

第11 第10の規定により市長が支給する額は、市長が訪問入浴サービスを実施したサービス提供事業者(以下「実施事業者」という。)に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があつたときは、利用者又はその保護者に対し、第10の規定により市長が支給する額の支払があつたものとみなす。

3 第1項の規定による支払は、実施事業者が長野市在宅障害者等訪問入浴サービス事業費請求書に長野市在宅障害者等訪問入浴サービス実施確認票を添えて、市長に請求するものとする。

4 第10第2項第2号アの額は、実施事業者が利用者に請求し、当該利用者が当該実施事業者を支払うものとする。

(費用負担額の変更)

第12 市長は、特に必要と認めるときは、訪問入浴サービスに要する費用の負担額を変更することができる。

(文書の様式)

第13 この要綱に規定する申請書その他の書類の様式は、市長が別に定める。

(補則)

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(昭和62年4月30日告示第58号)

(施行期日)

1 この要綱は、昭和62年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、改正前長野市入浴サービス事業実施要綱の規定に基づき行った訪問入浴サービスに係る費用負担については、なお従前の例による。

附 則(平成4年9月30日告示第166号)

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日告示第56号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日告示第62号)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月22日告示第58号）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年7月1日告示第156号）

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成9年7月1日告示第194号）

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年9月7日告示第211号）

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日告示第84号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長野市訪問入浴サービス事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の入浴サービスに要する費用の負担額から適用し、同日前までの訪問入浴サービスに要する費用の負担額については、なお従前の例による。

附 則（平成 年長野市告示第 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長野市訪問入浴サービス事業実施要綱の規定は、平成15年4月1日以後の訪問入浴サービスに要する費用の負担額について適用し、同日前の訪問入浴サービスに要する費用の負担額については、なお従前の例による。

附 則（平成18年長野市告示第558号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長野市訪問入浴サービス事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う訪問入浴サービスの対象者及び費用の負担額について適用し、同日前行う訪問入浴サービスの対象者及び費用の負担額については、なお従前の例による。

附 則（平成19年長野市告示第133号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の長野市訪問入浴サービス事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う訪問入浴サービスの対象者及び費用の負担額について適用し、同日前行う訪問入浴サービスの対象者及び費用の負担額については、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日長野市告示第183号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の長野市訪問入浴サービス事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う訪問入浴サービスの費用の負担額について適用し、同日前に行う訪問入浴サービスの費用の負担額については、なお従前の例による。
(平成28年度及び平成29年度における特例)
- 3 平成28年度及び平成29年度における障害児の訪問入浴サービスの利用に係る第5第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の8」とする。

附 則 (平成29年12月27日長野市告示第 576号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の長野市訪問入浴サービス事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受理した申請に係る訪問入浴サービスの実施について適用し、同日前に受理した申請に係る訪問入浴サービスの実施については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年9月7日長野市告示第 462号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の長野市訪問入浴サービス事業実施要綱の規定は、平成30年9月1日以後に行う訪問入浴サービスに係る費用の負担額について適用し、同日前に行った訪問入浴サービスに係る費用の負担額については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月31日長野市告示第 164号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の長野市在宅障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱第10第2項の規定は、令和3年7月1日以後に行う訪問入浴サービスに係る費用の負担額について適用し、同日前に行った訪問入浴サービスに係る費用の負担額については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年4月1日長野市告示第 268号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の長野市在宅障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う訪問入浴サービスの費用の負担額について適用し、同日前に行う訪問入浴サービスの費用の負担額については、なお従前の例による。

よる。

別表第1（第8関係）

入浴サービス選定基準

サービス内容	選 定 基 準
移動入浴車を使用して行う入浴介助	1 保護者等介助人がいること。 2 感染性疾患を有し、他に感染させるおそれのないこと。 3 移動入浴車から浴槽までの距離が20メートル以内であること。 4 浴槽の設置場所は、2階以下であること。

別表第2（第10関係）

区 分	サービス費
全身入浴	利用1回につき12,900円
清しき・部分浴	利用1回につき11,600円